

高槻市地域防災計画（案）の修正概要（令和5年度）

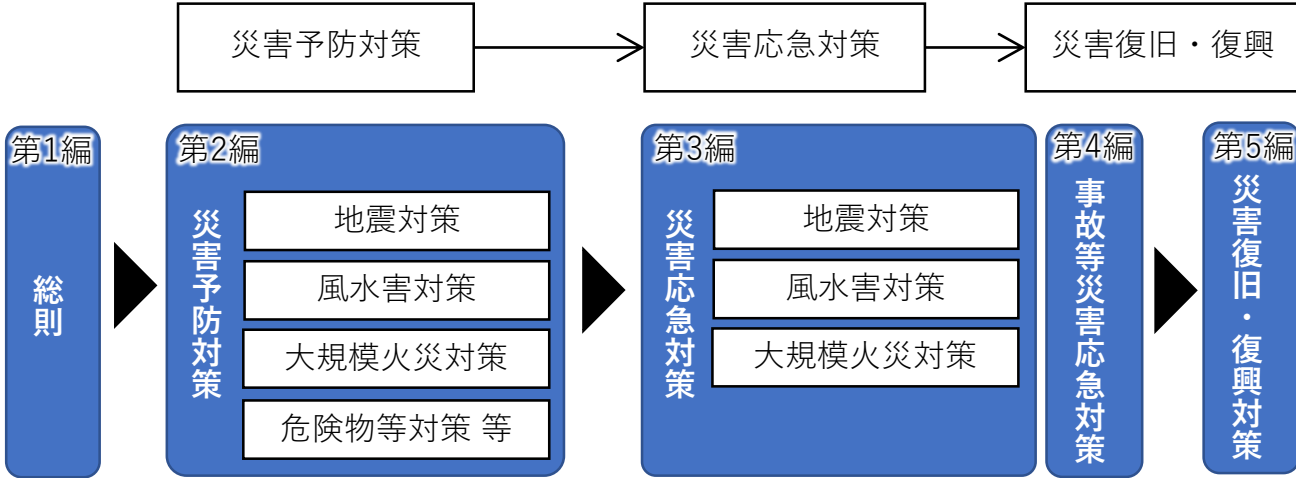
＜高槻市地域防災計画＞ 災害対策基本法第42条に基づく計画
(計画策定の目的)

本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害予防、災害応急及び災害復旧対策に関して、市及び関係機関が処理すべき事務又は大綱を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図る

今回の修正にあたって

＜地域防災計画のページ構成を見直し＞

■国・府の計画におけるページ構成と整合を図り、災害対応の順序に沿った構成に見直し



1 本市独自の取組を踏まえた主な修正内容

＜計画の位置付け、総論の修正＞

- 地域防災計画に水防計画を位置付け〔総3頁〕
- 機構改革や、これまでの災害対応を踏まえた災害対策本部機構の見直し〔総8頁〕

＜災害予防対策の修正＞

- 危機管理室に配属された防災対策官（他部との兼務又は併任）による平常時の組織としての防災対策官会議の整備等〔予3頁〕
- 災害時の組織体制及び配備区分の見直し〔予3頁〕
- 大規模火災時における組織体制及び配備区分等の明確化〔総8頁,予5頁〕
- 市職員の防災意識に関する育成方針に基づく職員の育成〔予10頁〕
- 災害発生時における職員参集情報や被害情報、避難所状況等を一元的に管理する市災害情報共有システムの運用〔予13頁〕
- A S P サービスを活用した伝達手段の多様化〔予14頁〕
- 市災害医療センターを市保健センター等に変更〔予21頁〕
- 市所管車両及び協定締結事業者車両における緊急通行車両標章の事前交付〔予24頁〕
- 淀川の氾濫等に備えた広域避難体制（大規模水害・土砂災害）の整備〔予30頁〕
- 高槻市市民防災協議会による各地区の防災活動支援等〔予55頁〕

2 国防災基本計画(令和5年5月)、府地域防災計画(令和3年1月,令和4年1月・12月)を踏まえた主な修正内容

＜災害対策基本法の改正を踏まえた修正＞

- 避難勧告・指示を一本化し、避難情報の在り方を見直し〔応53頁他〕
- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成〔予41頁〕

＜感染症対策を踏まえた修正＞

- 避難所の感染症対策、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施〔予9頁,応59頁〕

＜多様な主体と連携した被災者支援＞

- 災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）となる社会福祉協議会等との役割分担や災害ボランティアセンターの設置予定場所等の明確化や関係者間での積極的な情報共有〔予57頁,応100頁〕
- 災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備〔予31〕

＜市民への情報伝達＞

- 長周期地震動階級に係る情報の収集、伝達活動の実施〔応21・34頁〕

＜デジタル技術の活用＞

- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成へのデジタル技術の活用〔予42頁〕

＜令和3年度に発生した災害を踏まえた修正＞

- 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化〔予14頁〕
- 危険が確認された盛土に対する是正指導等、盛土による災害の防止に向けた対応〔予80頁〕

＜最近の施策の進展等を踏まえた修正＞

①様々な主体を踏まえた防災対策の推進

- 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進〔予49頁〕
- 避難所における食物アレルギーへの配慮〔応60頁〕
- 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備〔予7頁〕

②デジタル技術・先進技術の活用

- 災害対応業務のデジタル化及び先進技術の導入推進〔予10頁〕
- 避難所等の再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備〔予26頁〕

③空き家等の対策

- 空き家調査や、空き家相談員による相談体制の整備〔予64頁〕